

訪問保育ビバピール利用規約(以下「ビバピール」という)

【利用システムについて】

- ご入会の際、健康保険証コピー、印鑑をご持参ください。健康保険証のコピーを保管させていただきます。
- 定期利用は、週一回以上、一回につき5時間以上のお客様が対象となります。
- 以下の場合、利用契約を解除させていただくことがあります
 - ① 所定の納入期限に、保育料その他の費用の支払いがない場合。
 - ② お子様の心身に重大な障害が生じ、一時保育が適さなくなった場合。
 - ③ 本方針に従わなかったり、意図的に損害を与えた場合。
- 以下の場合、休業とさせていただきます。
 - ① 天災等により災害が生じた場合
 - ② 諸事情により公共交通機関の運行が停止し、移動が困難となった場合。
- 以下の場合、別途料金をいただきます。

ビバピールの強みは科学工作や野外活動です。その際にかかった実費は別途料金を徴収致します。

【ご利用の予約・キャンセルについて】

- 一時保育ご利用の方は、原則として、ご利用日の2ヶ月前から当日の朝7時までにお電話等にてご予約下さい。ご予約は先着順となります。ご利用人数により、保育要因が確保できない場合は、お断りすることもあります。
- ご予約のキャンセルは前日の3日前までにお願ひ致します。定期利用はキャンセル分を別の月に振り替えてご利用頂くことも可能ですので、必ず3日前までにご相談ください。
- お申し込みされた保育日のキャンセル、またはご利用時間が過ぎてもご連絡がない場合は、キャンセル料を申し受けます。
 - ・キャンセル料：ご予約の2日前～ご予約前日18:00まで、利用料金の50%
保育利用の前日18:00以降ご予約時間の利用料相当額
- 定期利用のお客様で、長期欠席が予測されるときは、事前にご連絡下さい。
- 入・退出時間は厳守でお願いします。急なご都合によりお迎えが遅れる場合は、必ず、退出予定時刻前にご連絡下さい。予定時刻を過ぎてもお迎えが来ない場合は時間外追加料金を申し受けます。
- 利用料金・延長料金は、お預かり終了時刻から5分超過より、15分単位での計算で延長料金を加算させていただきます。
- 保育時間が予約より短くなった場合は、予約時間分のご料金を徴収致します。

【安全管理について】

- あらかじめ登録された保護者以外の方には原則としてお子様のお引き渡しは行いません。代わりの方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者の方が事前にその旨をご連絡下さい。
- お子様カルテ等の質問事項には詳しく、正確に記入してください。質問以外の事でも気になる事があれば必ず伝えて下さい。
- 病児保育は受け付けております。しかし場合によっては保育をお断りする場合があります。また保育時間中に発熱や健康状態により保育できないと判断した場合は、保護者の方にお迎えを依頼する場合があります。なお、お子様または同居の家族に伝染病が発生した場合には、一時的に保育を見合わせていただき、その後のご利用については医師による治癒証明書をご提出後再開させていただきます。

(例) 百日せき、はしか、流行性耳下腺炎(おたふく、水痘、風疹、猩紅熱など)
- 保育中、急な痛み(歯痛、腹痛等)を訴えるお子様には、医療機関での診療・治療が必要であると判断した場合、保護者の方の同意を受けた上で医療機関での診療を受信させることがあります、なお緊急事態の場合はこの限りではありません。受診時の経費は実費にて保護者の方にご負担いただきます。(※タクシー等で移動する場合があります。)
- 提携医療機関：上大類病院(小児科) 高崎市上大類町759
(※原則、緊急時の対応として、病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。)

●保険に関して：ビバピールは、賠償責任保険に加入しております。保育に関しては万全の体制を整えておりますが、万一事故が発生した場合は、これらの保険の範囲内において対応させていただきます。ただし、乳幼児のS I D Sなど原因の特定できないものに関しては責任を負いかねます。

～保険内容～（保険契約更新時に内容が変更になる場合があります）

チャイルドケアワーカー保険（損害賠償責任保険）

- ◆身体障害→支払限度額1名につき：1億5000万円
→1事故・保険期間中：5億円
- ◆財物損壊→支払限度額：500万円
- ◆管理財物補償→支払限度額1事故につき：50万円
→保険期間中：500万円

【適用場所】

訪問者宅、散歩道や公園などチャイルドマインダー業務活動中にわたり対象です。チャイルドケアワーカー保険は、保育中における事故で法律上の賠償責任が生じた場合、被害者に支払う損害賠償金、応急手当代金、訴訟、臨時費用などが支払われます。

その他、活動内容により傷害保険等の加入もできます。（保護者任意）

- 非常災害（事態）対策：保育の提供を行っているときに、緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じています。保育実施地域の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害や、不審者対策について、具体的計画、対応マニュアルを立てています。
- 虐待の防止のための措置に関する事項：運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定めておかなければなりません。ビバピールは県や市などが開催する研修を受講済みであり、適切な措置をとっております。また虐待の相談や報告があった場合、または発見した場合、内容をよく確認し、虐待が疑われる場合は、通報義務に基づき、各市町村へ通報いたします。

【料金の支払いについて】

- 当月ご利用分をまとめて月末または翌月初めに請求額を連絡致します。請求書を閲覧の上、指定口座にお振込み下さい。
- ※振込手数料は、お客様にてご負担願います。
- ※単発でのご利用の場合は保育終了後に請求額を連絡致します。

【その他】

- お子様カルテ及び個人情報の取扱についての承諾書は必ず提出して下さい。
- 持ち物にはすべてお名前をご記入ください。名前のない物の紛失は責任を負いかねます。
- 児童福祉法第59条の2に基づき高崎市認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）として設置届出済です。
- 高崎市居宅訪問型保育事業における、情報開示について
 - ◆事務所名：訪問保育ビバピール
 - ◆代 表：町田拓也
 - ◆所 在 地：〒370-0069群馬県高崎市飯塚町1723-5（株式会社テンドー21内）
 - ◆電話番号：090-3521-5846（代表町田）
 - ◆定 員：原則として1人（ただし、きょうだい利用や臨時保育などに関してはこの限りではない）
- ビバピールが行う、訪問保育事業の種類
ベビーシッター、児童保育、不登校児支援、病児保育、企業内保育、臨時保育等
その他の事業に関してはお問い合わせください。